

社会福祉施設等におけるPCR等検査への同意項目

- (1) PCR等検査は「PCR法」とし、当該検査を兵庫県が業者へ委託して行います。
- (2) 検体採取は、原則、受検者本人が行います。
- (3) 検査結果は、原則、検査申し込み施設へ通知するとともに、県の関係機関（健康福祉事務所（保健所）を含む）で共有します。
- (4) 検査結果が「陰性」であっても、新型コロナウイルスに感染していないことを保証するものではありません。

【参考：検査陽性時】

